

## 第 I 編 宇部市における景観形成のあり方

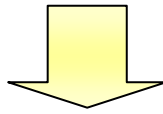
# 1. 目的および基本理念

## (1) 景観法

### ① 景観法施行の背景

#### これまでの景観に対する取組み

- 500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において、積極的に景観の整備・保全の取組みを行っています。



#### これまでの取組みにおける限界

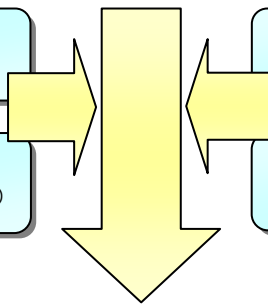
- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界  
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」  
(平成 15 年 7 月国土交通省)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「観光立国行動計画」  
(平成 15 年 7 月観光立国関係閣僚会議)

『『都市景観の日』中央行事 2003 年宣言』



#### 必 要 性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
    - ・景観を整備・保全するための基本理念の明確化
    - ・国民・事業者・行政の責務の明確化
    - ・景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
    - ・景観形成のための支援措置の創設 等
- により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要です。

## ② 目的と基本理念

### 目的【景観法第1条】

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律である。

### 基本理念【景観法第2条】

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(2) 宇部市における景観形成の目的と基本理念

① 目的と基本理念

目 的

宇部市は、平成16年12月17日の『景観法』の施行に伴い、平成17年4月1日より地域における景観行政を担う主体として景観行政団体となり、良好な景観の形成を図るための「宇部市景観計画」を策定することとしました。

この計画において、積極的に総合的景観施策を展開する区域を景観計画区域として定め、建築物の新築等の行為について届出義務を課し、景観に影響を及ぼす場合は勧告を行いながら規制誘導による景観形成を図ります。

基 本 理 念

本市では、平成4年3月に「宇部市都市景観形成基本計画」を策定しており、そこで位置づけられた景観形成のテーマ及び基本方針を受け継ぎ、景観計画の策定を行います。

宇部市都市景観形成基本計画では、『恵まれた自然と歴史・文化を活かし、「緑と花と彫刻」の似合う都市景観づくり』をテーマに以下の6つの基本方針を位置づけており、景観法の目的及び基本理念を踏まえ、宇部市を市民一人ひとりにとって親しみと愛着のある街となるよう、それぞれの地域の実態や特性に応じた、宇部市らしさのある良好な景観形成を図ります。

1. 培われた緑・花・彫刻運動を継承・育成する
2. 北部自然緑地、周防灘などの優れた自然景観を守り育てる
3. 常盤湖、小野湖、真締川、厚東川等の水辺空間を保全・活用する
4. 数少ない歴史、文化的資産を守り育てる
5. 地方中核都市にふさわしい中心市街地景観をつくる
6. 活気ある産業都市としての景観をつくる

② 宇部市における景観計画の位置づけ

